

# 青森県報

第三千五百五十号

平成二十四年  
六月十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出	(同)	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(水産振興課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
公告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	三
右 同	(同)	三
県有財産の売却に係る一般競争入札	(河川砂防課)	四
特定埠頭の運営の事業に係る認定の申請の縦覧	(港湾空港課)	四
出先機関		
青森県営農大学校の学生募集	(営農大校)	六
道路の位置の指定	(三八地域局)	七

## 告 示

## 示

### 青森県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業所	指定年月日
合資会社もつたいない商事	南津軽郡田舎館 村大字畑中字上 野一三八	平成 二四・二・一
早稲田ケアサ ポート	弘前市大字早稲田 四丁目七の九	

### 青森県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業所	廃止年月日
医療法人白生会	主たる事務所の 所在地 五所川原市字旭 町二の六	平成 二五・二・三
白生会訪問看護 ステーション	五所川原市大字 金山字竹崎二五 四	

青森県告示第四百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
テック調剤薬局浜田店	青森市浜田三丁目三の一七	平成二十四・六一

青森県告示第四百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	平成三三・三一
変更後	社会医療法人松平病院		

青森県告示第四百八十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	期 間	場 所
加入区 野辺地 野辺地 上北郡野辺地町字野辺地四七二番地 長濱 正輔 上北郡野辺地町字馬門四一番地 熊谷 謹一 上北郡野辺地町字浜掛一二〇番地 山崎 信幸	平成二十四年 六月十一日か ら同月二十五 日まで	野辺地町漁 業協同組合

青森県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			上北郡野辺地町字向田三〇三の一から 上北郡野辺地町字向田三〇三の一まで	前	一〇・五〇メートルから 二六三・〇〇メートルまで	一八二・〇〇メートル	

1	国 道 二七九号	上北郡野辺地町字向田三七二の一から 上北郡野辺地町字向田一九九の四まで
後	八六・三〇メートルから 一一・〇〇メートルまで	五〇〇・〇〇メートル
前	一一・〇〇メートルから 二一・〇〇メートルまで	五〇〇・〇〇メートル

青森県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月十日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道二七九号	上北郡野辺地町字向田三七二の一から 上北郡野辺地町字向田一九九の四まで	平成二四・六・二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞら作業所

三 代表者の氏名

齋藤 徳雄

四 主たる事務所の所在地

黒石市大字内町六一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、住み慣れた地域の中で暮らしたいと願う障害者及びその家族に対し、自立に向けての創作的活動又は生産的活動及び生活支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人柳沢

三 代表者の氏名

是川 純

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二六九

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町及びその近隣のあらゆる市町村民を対象とし、高齢者及び身体障害者等に対し、福祉サービスに関する事業等を行い、ふれあい社会の構築に努め、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年六月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
一 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田一一の一	宅地	九一・二四

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部河川砂防課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字蔵主町四

弘前合同庁舎別館三階C会議室

2 日時

平成二十四年六月二十七日（水） 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認すること。

特定埠頭の運営に係る認定の申請の縦覧

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第四項の規定により、特定埠頭の運営の事業に係る認定の申請の内容を縦覧に供するので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の四第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月十一日

青森港港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称

- 財団法人青森県フェリー埠頭公社
- 二 特定埠頭の運営の事業の名称  
青森港沖館地区フェリー（自動車航送船）埠頭運営事業
- 三 特定埠頭の運営の事業の計画の概要

1 特定埠頭の運営の事業の概要

本事業は、青森港沖館地区岸壁（マイナス七・五メートル）（耐震）（以下「公共バース」という。）及び公共バース背後地を借り受けて、財団法人青森県フェリー埠頭公社（以下「公社」という。）が所有する第一バースから第三バースまでの係留施設（以下「公社バース」という。）、管理棟（ターミナルビル）、駐車場等と合わせ、フェリー埠頭として効率的かつ一体的な運営を行うものである。

2 特定埠頭の運営の事業の実施時期

- (一) 事業開始の予定期日 平成二十四年七月十日
- (二) 事業終了の予定期日 平成三十四年三月三十一日

3 特定埠頭の位置

青森港沖館地区沖館埠頭

4 特定埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	摘 要
(公社施設)				
第一バース	一	水深マイナス七・五メートル 延長二〇〇メートル	鋼管杭棧橋式	
第二バース	一	水深マイナス六・〇メートル 延長一六九メートル	ドルフィン棧橋式	
第三バース	一	水深マイナス六・〇メートル 延長一六九メートル	ドルフィン棧橋式	
駐車場	一	四三、三八七平方メートル	舗装	駐車場内通路を含む。
管理棟（ターミナルビル）	一	一、六五〇・八九平方メートル	鉄筋コンクリート造二階建	
緑地（県管理施設）	一	五、二八一平方メートル		

公共バース	一	水深マイナス七・五メートル 延長一八五メートル	鋼管杭棧橋式
駐車場	一	二六、〇〇〇平方メートル	舗装

四 特定埠頭の運営の事業の実施が青森港の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項の概要

青函航路は、青森港の年間貨物取扱量の約九割、本州北海道間の物流の約三割を担う、生活に欠かすことのできない物流の基盤であり、経済の大動脈として必要不可欠な役割を担っているが、船社の経営環境は非常に厳しいものがあり、航路の安定した維持が求められている。

公社では、本事業導入を契機として、各船社と締結している棧橋等賃貸借契約について賃貸料の減額変更を行い、また、公共バースの使用料を公社バース並みに引き下げることで、船社の負担軽減を図り青函航路の安定的な維持に資するとともに、バース利用の偏りを解消するものである。

また、現状では、フェリー埠頭の駐車場がバースことに確保されておらず、更に、構内を移動する場合は第二バース及び第三バースの乗降口前を通過せざるを得ず、乗下船車両と構内移動車両との動線のふくそうにより乗船の誘導に時間を要し、フェリー運航ダイヤの遅延の一因となっている。そこで、公社で公共バース背後地を借り受け、駐車スペースの再配置を行い、バースごとの駐車場所と長時間駐車用のスペースを確保するとともに、構内移動用の幹線通路を配置することで動線の最適化を図るものである。

これに伴い、公社は管理区域が拡大することとなるが、公社施設と一体で管理するため警備、清掃等の人員増の必要はなく、港湾管理者においては支出の削減が可能となり、公共バースの運営コストが抑制されるとともに、公共バースにおいては使用許可手続が簡素化されることにより、利用者の利便性が向上するものである。

更に、これらと併せて、貨物量の増加を図るためのポートセールスを実施することで、青函航路の安定的な維持が可能となるものである。

五 申請内容の縦覧

1 期間

平成二十四年六月十一日から同月二十四日まで

2 場所

青森県県土整備部港湾空港課

- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 六 意見書の提出  
認定の申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、港湾管理者に意見書を提出することができる。

- 1 提出方法  
持参又は郵送

- 2 提出期限  
平成二十四年六月二十四日午後五時十五分まで（郵送による場合は、同日必着）

- 3 提出先  
青森市長島一丁目の一  
青森県県土整備部港湾空港課

- 4 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見及びその理由

### 出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成二十五年青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成二十四年六月十一日

青森県営農大学校長 長 根 誠 二

- 一 修業年限  
二年
- 二 募集人員

課 程	定 員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

### 三 受験資格等

- 1 推薦選考は、次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者
    - (一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を平成二十五年三月に卒業する見込みの者
    - (二) 学校成績の評定平均値が三・〇以上の者
    - (三) 卒業後、農業経営に従事する意欲が強く健康な者
    - (四) 合格した場合は、入校を確約できる者
  - 2 一般及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者
    - (一) 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成二十五年三月に卒業する見込みの者
    - (二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者
    - (三) 志望する動機及び理由が明確かつ適切である者
- 四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成二十四年十一月十三日（火）午前十時五十分	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校	作文、面接、調査書等の関係書類
一般募集試験	平成二十五年一月十六日（水）午前九時十分	"	筆記試験「現代文、数学、生物、作文」、面接
二次募集試験	平成二十五年二月二十六日（火）午前九時十分	"	"

五 受験手続

試験等	提出書類	受付期間	提出先
試験 一般募集	一 入校願書(第一号様式) 写真貼付) 二 出身学校長の推薦書 (第二号様式) 三 本校所定の受験票(写真貼付) 四 志願者調査書	平成二十四年十月三日(水)から同月十七日(水)まで	(〒〇三九 二五九八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校
試験 推薦選考	一 入校願書(第一号様式) 写真貼付) 二 本校所定の受験票(写真貼付) 三 平成二十四年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成二十五年三月に卒業する見込みの者にあつては、志願者調査書	平成二十四年十一月六日(木)から同月十八日(火)まで	"
試験 健康診断	八 健康診断書		

二次募集試験	"	平成二十五年二月一日(金)から同月八日(金)まで	"
--------	---	--------------------------	---

六 合格者の発表

1 発表期日等

試験等	発表の期日
推薦選考	平成二十四年十一月二十一日(水)
一般募集試験	平成二十五年一月二十四日(木)
二次募集試験	平成二十五年三月五日(火)

- 2 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。
- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
  - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
  - (三) 開示場所は、青森県営農大学校会議室とする。
- 七 授業料等(改定された場合は、改定後の金額を適用する。)
- 1 入校検定料 二千二百円
  - 2 入校料 五千六百五十円
  - 3 授業料 年額 十一万八千八百円
  - 4 諸経費 年額 六十五万円
- 八 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農大学校教務研修課(電話〇一七六 六二 三一一)に問い合わせること。

三八地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、三八地域県民局及び五戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月十一日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

三戸郡五戸町字中道十文字 の一	位 置	五 ・ メ ー ト	延 長	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	幅 員	指 定 年 月 日
						平成 二 四 ・ 五 ・ 三 〇

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭